

## 宇都宮市で給水装置工事業を営むには

- 1 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
  - (1) 管の切断用の機械器具・・・金切りのこ等
  - (2) 管の加工用の機械器具・・・やすり、パイプねじ切り器等
  - (3) 接合用の機械器具・・・トーチランプ、パイプレンチ等
  - (4) 水圧テストポンプ
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
  - (1) 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの。
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
  - (3) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
  - (4) 水道法の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
  - (5) 給水装置工事業の業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
  - (6) 法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの。

以上の指定の基準を確認の上、法令で定められた書類（「提出書類及び記載事項」参照）をそろえて、下記に申請してください。

※ 指定手数料は15,000円です。

※ 本市では、施工技術や安全管理、市民への対応等の向上を図るため、全ての事業者を対象に、毎年、事務連絡会を実施しております。詳細につきましては、年度ごとに通知いたしますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

[問い合わせ・申請先]

宇都宮市上下水道局工事受付センター

〒320-8543 宇都宮市河原町1-41

TEL 028 (633) 3164

FAX 028 (633) 3427

## ■提出書類及び記載事項

### 1. 指定給水装置工事事業者申請書（両面） 【様式1】

- ① 「事業の範囲」には、給水装置工事業・管工事業など貴社の営業内容を詳細に記すこと。
- ② 店（会社）で、2つ以上の事業所（支店、営業所など）がある場合は、事業に支障がない限りすべての事業所を登録しても構わない。
- ③ 主任技術者は事業所ごとに選任すること。事業に支障がなければ同一人を選任しても良い。

### 2. 機械器具調書 【別表】

※ 下記の①～④を所持している旨を詳細に記すこと。

- ① 金切りのこぎり等の管の切断用の機械器具
- ② ヤスリ、パイプねじ切り器等の管の加工用の機械器具
- ③ トーチランプ、パイプレンチ等の管の接合用の機械器具
- ④ 水圧テストポンプ

### 3. 誓約書 【様式2】

※ 下記の①～⑥に該当していないことを誓約すること。

- ① 心身の故障により給水装置工事業の事業を適正に行うことができない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 水道法に違反し、2年以上経過していない者
- ④ 水道法等の規定により指定を取り消され、2年以上経過していない者
- ⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのある者
- ⑥ 申請者本人、法人役員のうち上記の①～⑤に該当する者がいる場合

### 4. 添付書類

- ① 法人の場合は、定款の写し及び登記事項証明書（原本）
- ② 個人の場合は、住民票の写し（原本）
- ③ 給水装置工事主任技術者免状の写し
- ④ 事業所、機械器具等の写真

※ 以上の申請内容に変更があった場合は、その都度速やかに届出をすること。

申請書類等はすべて水道法で様式が定められており、上下水道局工事受付センターにおいて所定の用紙を用意してあります。

## ■指定給水装置工事事業者登録の手続きの流れ

①指定給水装置工事事業者指定申請書類の提出  
※水道法第25条の2  
※水道法施行規則第18条, 第19条, 第20条

②指定手数料(¥15,000円)の納付  
※宇都宮市水道事業給水条例第37条

③指定給水装置工事事業者の指定  
※水道法第25条の3  
※宇都宮市水道事業給水条例施工規程第24条の2

④告示(一般に周知)  
※水道法第25条の3第2項

⑤指定工事事業者証の交付  
※宇都宮市水道事業給水条例施行規程第24条の4

⑥給水装置工事主任技術者の選任  
※水道法第25条の4、水道法施行規則第21条  
(指定を受けた日から2週間以内)

指定給水装置工事事業者の登録完了